

令和8年度子どもの権利擁護に係る意見表明等支援事業 業務委託に係る企画提案仕様書

本業務については、以下に基づき実施するものとする。

1 事業名

令和8年度子どもの権利擁護に係る意見表明等支援事業

2 趣旨

社会的養護下にある子どもの権利擁護の強化を図るため、意見表明等支援員による定期訪問等の実施により、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できるよう支援する。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

① 意見表明等支援員の養成

研修カリキュラムについては、『意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（令和5年12月26日子ども家庭庁支援局長通知）』を参考のうえ策定するとともに、研修実施前までに委託者と協議すること。なお、既に養成済みの意見表明等支援員の人員により、次の③に掲げた業務を十分実施するに足りる場合は、委託者と協議の上、養成に係る業務を実施しないことができる。

なお、以下の事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格であることから、いずれにも該当しないことを「宣誓書（任意様式）」により確認すること。

- A 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- B 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- C 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

② 関係機関等への周知啓発

関係機関職員及び入所することも等に対して、子どもの権利や権利擁護に係る取組、当事業の仕組みなどについて研修の実施及び周知啓発を図ること。なお、研修実施に

あたっては、e ラーニングや動画等のコンテンツも用いて受講者が気軽に学習できる環境を整備し、効率的に実施すること。

③ 児童相談所・一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設及び児童心理治療施設への定期訪問の実施。

A 対象施設と調整のうえ、原則週に 1 回程度、各回 2 名の意見表明等支援員が訪問することにより、対象施設に入所する子どもの意見表明等支援を実施すること。

また、上記以外の里親・ファミリーホーム及び乳児院についても、定期訪問の実施に向けて協議を進め、試験的に訪問するとともに、本格準備が整った段階で定期訪問を開始すること。

B 派遣する意見表明支援員に対して、年に 1 回以上、当該職に特に求められる事項に関して研修を実施すること。

④ 一時保護時の意見表明等支援の実施

一時保護された子どもが意見表明等支援事業の活用を希望した場合は、児童相談所と連携の上支援を実施すること。

⑤ 弁護士への申立てに関する仕組みの構築

施設職員等への意見表明の実施を踏まえ、引き続き子どもが意見の申立てを希望する場合は、沖縄県弁護士会と調整の上、弁護士資格を持つ者による調査・調整を実施すること。それでもなお、引き続き子どもが意見の申立てを希望する場合は、児童福祉審議会等への意見具申に向けて県と協議を行うこと。

⑥ 記録の作成・保管

当事業において実施したこととの面談や支援の内容に関して記録を作成し、漏洩・紛失しないように厳重に管理すること。

⑦ 実績報告書の作成

5 契約書第 7 条第 1 項第 1 号関係

契約書第 7 条第 1 項第 1 号に定める軽微なものは、次項に定める経費区分等に基づき各費目間の 20 パーセント以内の流用を軽微なものとして判断するものとする。

6 費用の積算

積算の費目については、以下の内容で積算すること。

(1) 直接人件費

- ① 人件費
 - (2) 直接経費
 - ① 旅費
 - ② 報償費（謝金等）
 - ③ 印刷製本費
 - ④ 需用費
 - ⑤ 役務費
 - ⑥ 賃借料（相談室・会場借料等）
 - ⑦ 役務費
 - ⑧ その他（上記費目以外の必要な経費を隨時追加）
 - (3) 再委託費
 - (4) 一般管理費（上記(1)及び(2)の合計額から(3)を除いた、10%以内とする。）
 - (5) 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する。）
- ※ 本委託業務に関する経費は 34,160,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内
とする。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と
異なることがある。
- ※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。
- ※ 人件費については、労働条件、市場情勢等を踏まえ、適切な水準に設定すること。
- ※ 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる（再委託する）予定がある場合は、積算書のなかでその内容がわかるように記載すること。
- ※ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品（沖縄県財務規則第 153 条第 2 項第 3 号）については、賃借料の範囲（リース等）又は消耗品（沖縄県財務規則第 153 条第 2 項第 5 号）で対応するものとする。

◆沖縄県財務規則第 153 条第 1 項

- (2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が 10 万円以上のものをいう。
- (3) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が 10 万円に満たないもの並びに各種序用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が 1 万円に満たないものをいう。

7 再委託の制限

- ① 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情

があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

契約金額の 50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

② 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

③ 本委託契約の履行に当たり、委託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

<再委託により履行することのできる業務の範囲>

「4 委託内容」中、「⑤弁護士資格を持つ者による調査・調整」に関する弁護士への委託

④ 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

<その他、簡易な業務>

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

9 著作権等の帰属

① 本契約に基づく成果物の所有権は、沖縄県へ成果物の引き渡しが完了したときに沖縄県に移転するものとする。

② 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって沖縄県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

③ 当該業務委託により製作されたイラスト等の版権・著作権は全て沖縄県に帰属するものとし、条例を啓発するに当たって、沖縄県が認めた者にも「3 事業目的」に記載する目的の範囲で使用させができるものとする。また、沖縄県は「3 事業目的」に記載する目的の範囲において、契約期間を超えて成果物を使用することができるものとする。

- ④ 本委託事業に当たり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

10 その他留意事項

- ① 受託者は、この仕様書に基づき、委託者と緊密に連携し、連絡を取り、その指示に従うこと。この仕様書のほか、事業の目的を達成するために必要な事項については、委託者と受託者の双方で協議することとする。
- ② 委託者から本業務の実施状況等に関する報告を求められた場合は、その都度報告すること。
- ③ 本事業を実施するに当たっては、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じるものとする。
- ④ 個人情報の管理については、児童福祉法第34条の7の2第5項及び契約書別記「個人情報取扱特記事項」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。